白川村行政視察等受入に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、村が行政視察等(以下「視察」という。)を受け入れる際 の費用徴収等について必要な事項を定めるものとする。

(事務分担)

第2条 視察の受付及び受入れに関する事務は、当該視察の目的事項を所管 する課等(以下「所管課」という。)が行う。

(申請)

第3条 視察を希望する者(以下「視察者」という。)は、行政視察等申請書(別 記様式第1号)を村長に提出するものとする。

(受付等)

- 第4条 所管課は、前条の申請を受けたときは、受入れの可否について行政視察等決定通知書(様式第2号)により、視察者に通知するものとする。
- 2 所管課は、視察者が円滑な視察を行うため、必要な事項について視察者と事前に調整を図るものとする。

(行政視察等負担金の徴収)

- 第5条 村は、視察費として、1件(5人以下)につき 10,000 円を行政視察等 負担金として徴収するものとし、視察者が5人を超える場合にあっては、1人につき 1,000 円を加算した金額を徴収するものとする。
- 2 前項に規定する行政視察等負担金については、村が発行する納入通知書 又は請求書により徴収する。

(減額又は免除)

第6条 村長が特に必要と認めるときは、行政視察等負担金を減額し、又は免除することができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、視察に関し必要な事項は、村長が別に 定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。